

企業結合規制の見直し ーパブコメ手続の結果についてー

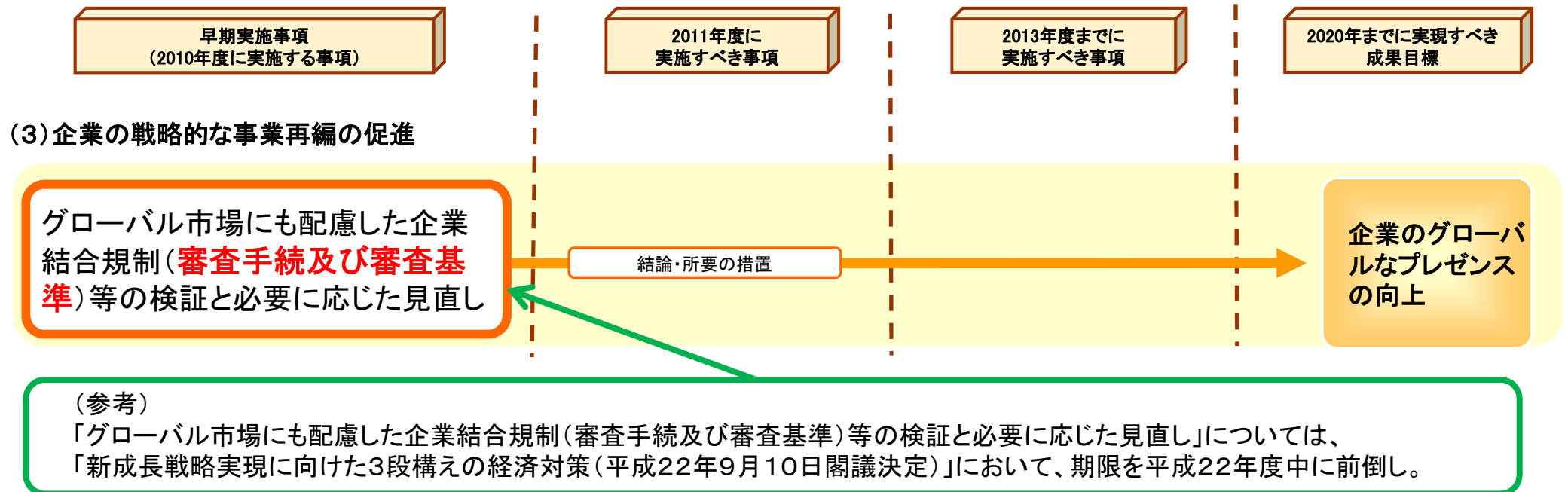
平成23年6月
経済産業省

1. 企業結合規制の審査手続及び審査基準の見直し

「新成長戦略」において、企業結合規制の**審査手続及び審査基準**について、検証・見直しを行うこととされており、今回改正が行われることとなった。（平成23年7月1日施行）

VII 金融戦略

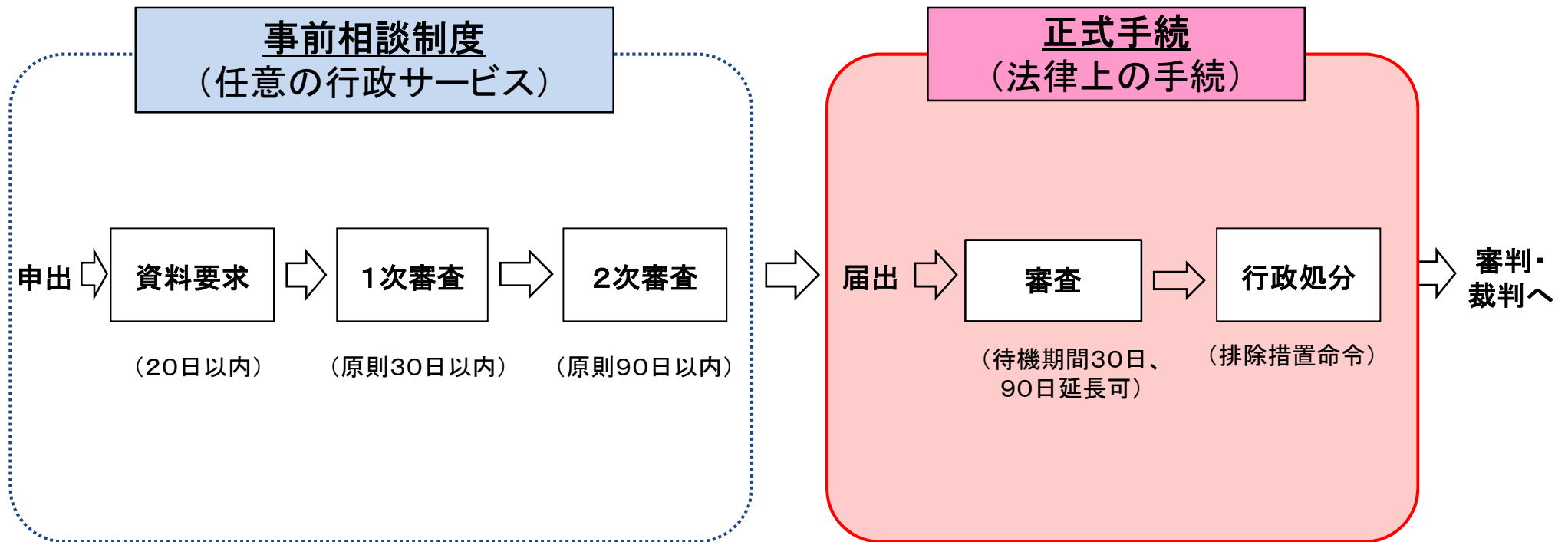
(参考)



2. 企業結合規制(審査手続)について

企業結合規制とは、企業結合(合併、株式取得等)により、事業者間の競争が制限されることを防ぐため、一定規模以上の企業結合案件について、公正取引委員会が事前に審査を行う制度。

【改正前の審査手続】



3. 企業結合規制(審査手続)について

《手続(タテマエ)》

事前相談制度

- ✓ 審査期間は、資料請求が20日。1次審査が30日。2次審査が90日。
- ✓ 審査に必要な資料内容は、ガイドラインに明記。

↕ ギャップ

《実態(企業の声)》

- ✓ 審査開始のために必要な資料が不明確で、質問・資料請求が延々と続く。
- ✓ 審査スケジュールの見通しがたたない。
- ✓ 公取委の判断に対して、不服を申し立てられない。

正式手続

- ✓ 審査期間は30日。
ただし、90日延長可能。

↕ ギャップ

- ✓ 審査は事実上事前相談で終わっている ので、無駄な時間。

見直しの方向性: 審査の透明性・予見可能性を高める

- ①届出資料を予め明確化し、不必要な資料を要求させない
- ②審査に必要な資料が揃い次第審査を開始し、審査期間を守らせる
- ③審査結果を、法令に基づく文書で当事者に通知するとともに、不服を申し立てられるようにする
- ④無駄な時間を設けず、迅速な審査が行われるようにする 等

4. 企業結合規制(審査基準)について

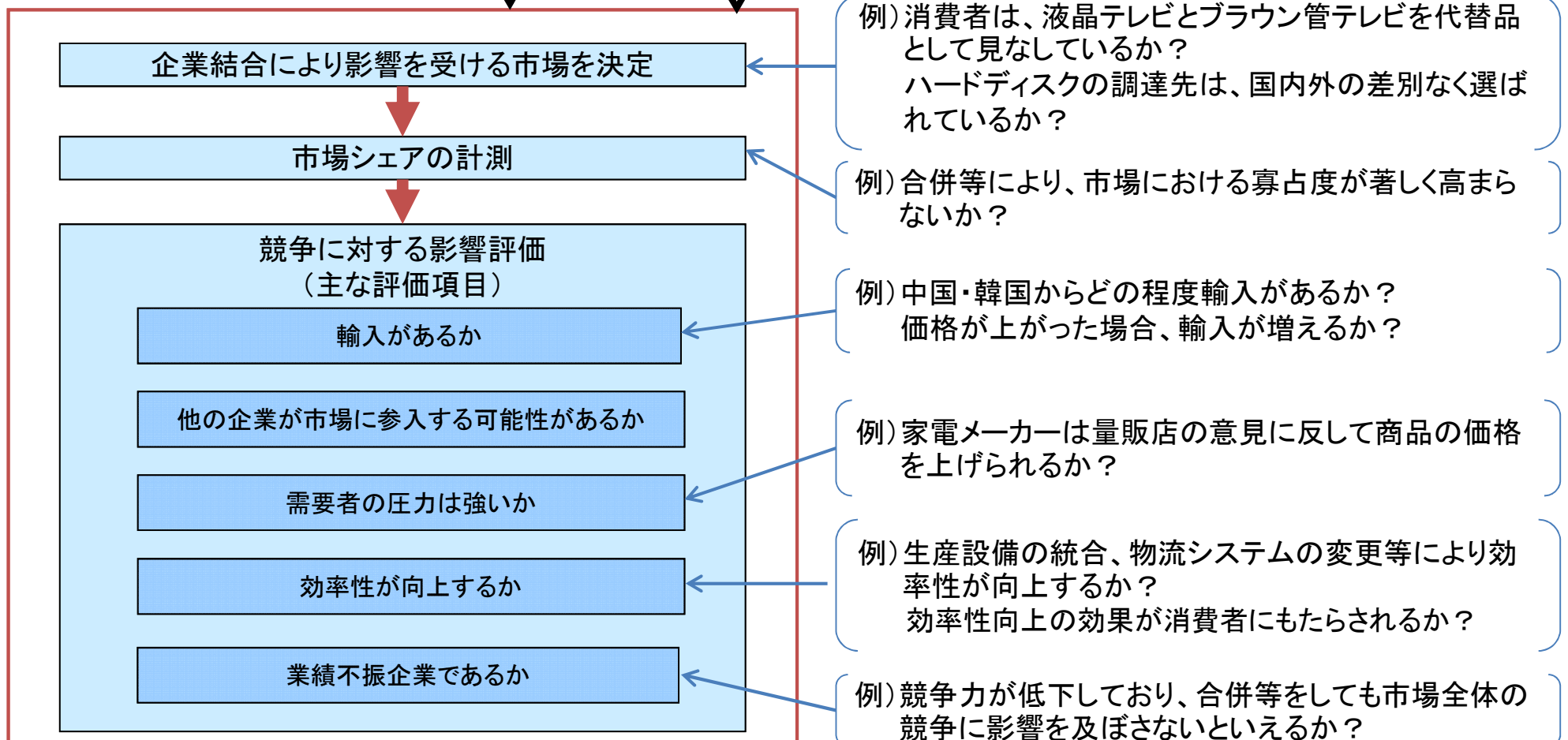
現行審査基準については、「企業結合ガイドライン」に、①規制対象となる企業結合とは何か、②どのような企業結合は競争制限性があるとされるのか等について記載されている。

【STEP1: 企業結合審査の対象範囲に関する判断】

合併、会社分割、株式保有(議決権50%超、議決権20%超 かつ 議決権保有順位1位) **【審査対象】**

株式保有(議決権10%~20% かつ 保有順位3位以内) **【取引状況や他の株主の保有割合等を踏まえ判断】**

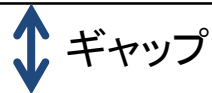
【STEP2: 競争制限性の判断】



5. 企業結合規制(審査基準)について

《審査基準(タテマエ)》

- ✓ 国際的に取引されているような商品は、グローバル競争を考慮して審査。
- ✓ 一方が実質的に債務超過に陥っている場合、合併等をして競争を制限しないと考える。
- ✓ 主要な事例は審査結果を公表し、判断理由を記載している。



《実態(企業の声)》

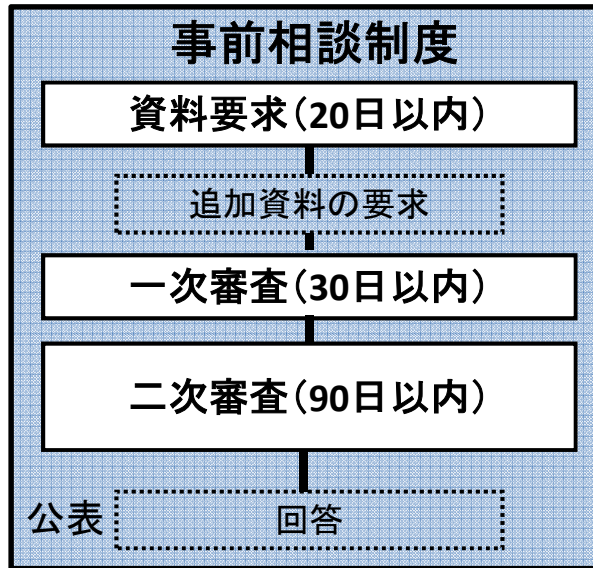
- ✓ 必要な資料や判断の具体的な基準が示されないので、立証しようにも、できない。その結果、国際的な商品も国内市場だけを想定して、審査される。
- ✓ 債務超過に陥ってからでは合併をする意味がない。もっと早い段階で業績不振を考慮して欲しい。
- ✓ 一部の事例は公表されるが、理由の説明が不足し、重要論点が抜けているため、参考にならない。

見直しの方向性: 競争実態を踏まえた審査基準の整備・運用の適正化を図る

- ① 審査基準で示されている内容を、きちんと審査に反映させる仕組みを整備する
- ② 審査基準を、より一層現在の経済実態に対応した内容に改める
- ③ 審査結果を文書で提示し、その中で、重要な論点や判断理由を詳しく記載するとともに、営業秘密に配慮しつつ、対外的に公表する 等

6. 審査手続の見直しについて

《改正前の審査手続》



問題点
(産業界の指摘)



見直し案

審査開始のための必要な資料が不明確。質問・資料請求が延々と続いたため、審査スケジュールの見通しが立たない。

任意の行政サービスであるため、公取委の判断に対し不服を申し立てられない。にもかかわらず、事実上、強制的な制度。

届出前相談は任意。内容は、形式チェックのみ。

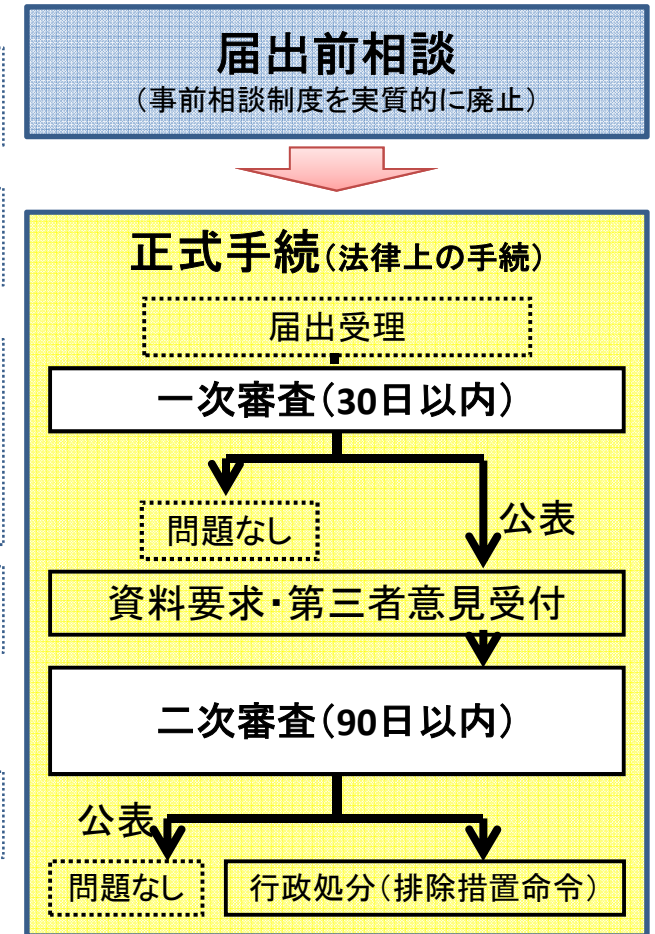
形式的な要件が満たされれば、速やかに審査開始

企業は、審査期間中、公取委に、審査の進捗やその時点での考え方について、説明を求めることができ、反論もできる。

資料要求の際は、企業に趣旨を文書で説明。

審査結果は文書で企業に通知。

《改正後の審査手続》



7. 審査基準(企業結合ガイドライン)の見直しについて

公取委は、「新成長戦略」の趣旨、過去の審査事例、産業界のニーズ、パブリックコメントにおける意見等を踏まえ、企業結合ガイドラインを見直し、グローバルな競争状況や市場動向等の配慮を明確化。

	現行ガイドラインの問題点 (産業界からの指摘)	改案後
市場画定	国境を越えた市場画定は例外的な位置づけに留められており、記載が不十分。東アジアマーケットの成立を認めるだけの実態が整っている事業が現れてきており、市場画定において適切に評価すべき。	国境を越えた市場画定は、 例外的な位置づけではない 旨を明確にする。また、どの地域でも 実質的に同等な価格 である場合には国境を越えた市場画定を認める等を記載。また 東アジア市場の例示 を追加。
潜在的な輸入圧力	現時点で輸入がない又はわずかな場合における輸入圧力の考え方が明記されていない。このため、実態として、 潜在的な輸入圧力が考慮されにくい 。	既に他国への輸出実績があり、日本にも輸出できる有力な事業者が存在している等の場合には、 現時点で輸入がない又はわずかであっても、潜在的な輸入圧力を考慮する旨を明記 。
需要縮小	需要が縮小傾向にある市場では、相対的に需要者の交渉力が強くなるため、 供給者による競争制限が起こりにくい という実態を評価すべき。	需要が継続的構造的に減少している場合には、競争を促進する要素として評価し得る 旨、記載
隣接市場の圧力	現在、研究開発中であり、今後、革新的な商品・サービスの普及が想定されるような場合に、 潜在的な競争圧力が考慮されない 。	近い将来における競合品の競争圧力についても考慮 する旨、明記。
業績不振	会社全体が 債務超過 でないと考慮されない。	会社全体だけでなく、事業部門単位であっても、複数年に亘る大幅な経常赤字 等の状況であれば考慮する旨、明記。
過去の独禁法違反	過去に独禁法違反行為を行った事業者についても、経済状況の変化等を勘案し、適切な審査を行うべき。	改正案と同時に公表する「パブコメ意見に対する考え方」において、過去に違反行為が行われた場合でも、 市場環境や企業行動の変化の実態を考慮して審査 する旨、記載
審査対象絞り込み	独禁法上は、議決権20%超の株式取得が届出対象であるが、ガイドラインでは議決権10%超の取得でも審査対象となる。このため、企業は 届出義務がないにも関わらず、公取委への不要な相談を余儀なく されている。	議決権が10~20%の場合には、 企業結合規制の対象とならない場合が多い ことを明示し、企業側が公取委に不要な相談を行うことがないようにする。